

**こども未来住宅支援事業対象住宅証明書発行業務
に係る適合審査料 料金規定**

こども未来住宅支援事業対象住宅証明書の発行業務規程第 11 条の適合審査料金は以下のとおりとする。

I. 注文住宅の新築又は、新築分譲住宅の購入 (一戸建て住宅・共同住宅共)

(消費税込み)

適用する基準	適合審査料金
断熱等性能等級 4 かつ 一次エネルギー消費量 等級 4 以上	33,000 円/件

*他機関が発行した評価書等を活用する場合は、上記料金を適用する。

《評価書等を活用する場合：(一財)大阪住宅センターが審査したものに限る。》 (消費税込み)

活用できる評価書等	省略対象となる条件等	適合審査料金
<ul style="list-style-type: none"> ・設計住宅性能評価書 ・建設住宅性能評価書 	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 を取得しているもの	13,200 円/件
<ul style="list-style-type: none"> ・BELS 評価書 (外皮基準について、「適合」と表示されたもの) 	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準	
<ul style="list-style-type: none"> ・BELS 評価書 (一次エネルギー消費量について、「適合」と表示されたもの) 	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準	
<ul style="list-style-type: none"> ・フラット 35 S 適合証明書 (金利 A プランの省エネルギー性の基準に適合しているもの) 及び設計検査申請書 	一次エネルギー消費量等級 5	
<ul style="list-style-type: none"> ・すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書 ・贈与税の非課税措置の住宅性能証明書 (断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準を満たすもの) 	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4	

II. 再発行料金

1 通につき 3,300 円 (消費税込み) とする。

III. その他

適合審査料金について次に掲げる場合は減額できるものとする。

1. 当該業務が効率的に実施できると判断できる場合
2. 一定戸数以上の審査依頼が見込める場合